

参加登録に関する質問に対する回答（第3回）

事業名：（仮称）大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
1	募集要項	14	6_1	応募者の参加資格要件につきまして、応募者が子会社の場合（例：日本オフィス）、「応募企業」と考えられますか。その場合、持ち株、組織体制、関係性等を明示することが求められますか。あるいは、この場合、「応募グループ」と考えられるのでしょうか。	応募企業となるためには、募集要項「第6_2_(2)」に記載のとおり、本事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有することが必要となるとともに、応募企業又は応募企業の連結子会社との関係にある者が、「第6_3」に掲げる要件を満たすことが必要です。お示しの子会社が前述の要件を満たすのであれば、応募企業となることが可能と考えられます。また、当該子会社が前述の要件を満たさず、当該子会社の親会社が「第6_3」に掲げる要件を満たして応募企業となる場合は、当該親会社の参加資格確認書類を含む参加登録手続きに関する提出書類を提出してください。	5月17日
2	募集要項	14	6_1_(3)	本RFCへの応募にあたり、複数の企業を代表企業とすることは可能でしょうか。	応募グループ内での合意形成ができており、かつ、大阪府・市がその必要性を認めた場合は、複数企業を代表企業とする応募グループによる応募も可能です。この場合、代表企業を複数立てる理由を記載したうえで、参加登録申請書（様式2-A）を提出してください。	5月15日
3	募集要項	14	6_2	当該項目第2文において、「以下の(5)及び(6)のbからhまでの参加資格について」と記載されておりますが、hに関する規定が見当たりません。単なる誤記か脱漏でしょうか。ご確認をお願いします。	ご指摘のとおり、「第6_2」の4行目に記載の「bからh」は誤りであり、「bからg」が正しい記載となります。	5月17日
4	募集要項	14	6_2	協力企業、応募アドバイザーにおいても、参加資格要件を満たしている必要があるのでしょうか。	協力企業及び応募アドバイザーについて、本RFCにおいては、募集要項「第6_2」及び「第6_3」に記載する参加資格要件の充足を求めています。	5月17日
5	募集要項	15	6_2_(6)_a	IR整備法第41条第2項各号（1号イ及び5号は除く。）のいずれかに該当する場合には、本RFCの参加資格要件が認められないという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月17日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
6	募集要項	15	6_4	大阪府・市及び大阪府・市アドバイザーとの関与制限が記載されていますが、これは、夢洲関連のプロジェクトに関してのみでしょうか。大阪府・市のRFCとRFPのみという理解でよろしいでしょうか。日本国内の他の地域で働く一般的なリサーチやアドバイザーとしての業務も大阪府・市と関連させることはできないのでしょうか。また、他国で大阪府・市にアドバイスをを行っている企業のコンサルタントは関与制限されるのでしょうか。	ご質問の主旨が必ずしも明確ではありませんが、大阪府・市及び大阪府・市アドバイザーとの関与制限については、募集要項「第6_4」に記載のとおりです。 なお、大阪府・市アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者から、本事業以外の事業についてアドバイスを受けている者については、「第6_4」には該当しません。	5月17日
7	募集要項	16	6_4_※2	RFCもしくはRFP提案時に「協力企業」となっていない企業が区域整備計画の認定後に業務の委託又は請負等を受けることは可能でしょうか。	RFC提案時に協力企業となっていない事業者が、本事業の業務に関して委託又は請負等を受けることは可能です。また、RFPにおける協力企業の取扱いは未定です。	5月17日
8	募集要項	16	6_5	複数の応募企業又は応募グループの協力企業、応募アドバイザーになることは可能でしょうか。	協力企業及び応募アドバイザーについては、複数の応募企業又は応募グループの協力企業又は応募アドバイザーになることが可能です。	5月17日
9	募集要項	16	6_5	RFC提案時の応募グループ構成員がRFP提案時に他の応募企業もしくは応募グループの協力企業となることは可能でしょうか。	募集要項「第9_1_(3)」に記載のとおり、本RFCにおける応募グループの構成は、RFPにおける応募者の構成と同じである必要はありません。	5月17日
10	募集要項	16	6_5	RFC提案時の応募グループ構成員が区域整備計画の認定後に他の応募企業もしくは応募グループの協力企業となることは可能でしょうか。	本RFCにおける応募グループ構成員が、RFP以降に他の応募企業若しくは応募グループの協力企業となることについては、制限はありません。	5月17日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
11	募集要項	16	6_6_(1)	RFCのプロセスでは、応募企業または応募グループは応募グループ構成員を追加できると記載がありますが、RFPのプロセスの間の追加は可能でしょうか。すべての応募構成員はRFPが開始される前に、構成員となる必要がありますか。	募集要項「第9_1_(3)」に記載のとおり、本RFCにおける応募グループの構成は、RFPにおける応募者の構成と同じである必要はありません。	5月17日
12	募集要項	16	6_6_(3)	各々で参加登録申請を行った複数の事業者が、最終的に1つの応募グループとしてRFCを提出することは可能でしょうか。	やむを得ない事情が生じた場合で、大阪府・市と事前に協議のうえ、大阪府・市が認めたときは、一旦参加登録を完了した複数の応募企業が、後に応募グループとなって提案書を提出することも可能です。	5月15日
13	募集要項	18	7_5	「守秘義務対象開示資料」について、もう少し詳細に定義していただけますでしょうか。	守秘義務対象開示資料の定義は、RFC募集要項の用語定義（別紙1）に記載のとおりです。なお、守秘義務対象開示資料には、募集要項「第7」による参加資格確認を完了した参加登録者に対して別途提示する事業条件の詳細及び関連図面等の追加情報並びに、「第4」に記載するRFCで提案を求める事項の詳細や提案様式等を含みます。また、守秘義務対象開示資料の取扱いについては、守秘義務の遵守に関する誓約書（様式3-B）の規定を遵守してください。	5月17日
14	募集要項	18	7_5_(3)	複数の企業を代表企業とする場合、VDRへのアクセス権限は、当該代表企業すべてに付与されますでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日
15	募集要項	19	7_5_(4)	第二次被開示者の名称等届出書に登録された、応募アドバイザーの名称が一般に公開されることはあるのでしょうか。	応募アドバイザーの名称は、募集要項「第9_4_(2)」に該当する場合を除き公表しません。	5月10日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
16	募集要項	19	7_5_(4)	協力企業、応募アドバイザーの登録期限はあるのでしょうか。 応募企業又は応募グループが情報を開示するタイミングで、貴局に申請を行なえばよろしいのでしょうか。	協力企業及び応募アドバイザーについては、RFC提案書の事業実施体制に記載していただくことを想定しています。ただし、RFC提案書を提出した後に協力企業及び応募アドバイザーを追加することも可能です。 なお、応募企業又は代表企業が、協力企業又は応募アドバイザーに対して守秘義務対象開示資料又は対話により大阪府・市から提供された情報の全部又は一部を開示しようとするときは、その都度、第二次被開示者の名称等届出書（様式3-C）に必要事項を記載し、提出してください。	5月17日
17	募集要項	19	7_6_(4)	RFC提案前対話において、代表企業以外の応募グループ構成員のみが対話に参加することは、認められますでしょうか。	RFC提案前対話及びRFC対話については、代表企業以外の応募グループ構成員のみを対象に実施することは想定していません。ただし、複数の代表企業から構成される応募グループの場合で、大阪府・市がその必要性を認めたときには、代表企業ごとでの対話実施も可能です。	5月15日
18	募集要項	20	8_3_(1)	応募手続きの受付期間、提案様式、提出必要書類はいつ頃教えていただけますでしょうか。 また、提供方法はVDRでの提供となるのでしょうか。	RFCへの応募手続き（受付期間、提案様式及び提出必要書類等）は、参加登録並びに「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を行い、VDRへのアクセス権限が付与されれば確認いただけることとなります。 また、応募手続きを記した書類については、VDRでの提供を予定しています。	5月10日
19	募集要項	20	8_3_(1)	RFC提案書の受付は2019年8月頃を予定してるが、とありますが、なぜ現在期日について決定がなされていないのでしょうか。大阪府・市は、政府の基本方針決定を待っている状況でしょうか。RFC提案書の提出期限が8月以降に延期となる可能性はございますでしょうか。	RFC提案書の受付期間は、参加登録者に提示します。	5月17日
20	募集要項	21	9_1_(2)	RFC提案内容はどの程度RFP提案に反映されるべきでしょうか。RFC提案内容から大きく変更があった場合、どの程度まで許容されますか。また変更はRFP提案の際にネガティブな評価となりませんか。	募集要項「第9_1_(2)」に記載のとおり、RFPにおける提案内容は、本RFCで提出する提案内容に縛られるものではありません。また、本RFCにおける提案内容は、RFPにおける評価の対象とはなりません。	5月10日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
21	募集要項	22	9_4_(1)	RFC提案内容の概要を一般公開する場合具体的にはいつのタイミングで公開されますか？ 8月のRFC提出締切日以降でRFP実施前または提案受付期間に一般公開される可能性はあるのでしょうか？	募集要項「第9_4_(1)_b」に基づき作成する「提案概要書」は、「第9_5_(2)」に記載のとおり、設置運営事業予定者が決定した後は、大阪府・市はいつでも公表できることとしています。なお、具体的な公表日は現時点では決まっていません。 また、提案概要書は、「第9_4_(2)」に該当する場合を除き、設置運営事業予定者の決定前に公表することはありません。	5月10日
22	別紙4	2	I	箇条書きの3点目に「提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。日時は日本標準時とする。」と記載がございます。 様式2-A（別紙）添付書類提出確認書に記載の添付書類リストの中には、そもそもの原文が英語である書類がございます。 この場合は、提出書類に用いる言語は日本語であるものの、添付書類については、あくまで「添付」なので、原文の通り英語で問題ないのかどうか、ご教示ください。	国外事業者が参加登録申請を行うにあたり提出が必要となる納税証明書、商業登記簿謄本及び財務諸表等の参加資格確認書類について、原文が英文となる場合は、英文書類のみを提出してください。ただし、必要に応じて日本語訳の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。 また、当該書類について、既に日本語訳をお持ちの場合は英文書類と併せて提出願います。 英語以外の言語が原文となる場合は、日本語訳を参考添付してください。	5月10日
23	別紙4	4	II_2_(1)	複数の企業を代表企業とする場合、(様式2-A)参加登録申請書の記載方法はどのようにするべきでしょうか。記名・押印欄を複製し、連名で1枚ご提出する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日
24	別紙4	4	II_2_(2)	複数の企業を代表企業とする場合、(様式2-B)事業実施体制表の記載方法はどのようにするべきでしょうか。「応募企業または代表企業」記入欄を複製し、連名で1枚ご提出する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日
25	別紙4	4	II_2_(2)	(様式2-B)事業実施体制表について、応募企業および応募グループ構成員の「担当者」が複数いる場合は、複数の担当者を連名で記載してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、事業実施体制表（参加登録用）（様式2-B）に記載する担当者は必要最小限にしてください。	5月15日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
26	別紙4	4	II_2_(3)	複数の企業を代表企業とする場合、(様式2-C)委任状の記載方法はどのようにすべきでしょうか。「受任者」欄について、複数ある代表企業のうちいずれか1社分の記名・押印で足りるのでしょうか。	<p>複数の代表企業から構成される応募グループにおいて代表企業以外に応募グループ構成員がいない場合には、委任状(応募グループ内)(様式2-C)の提出は不要です。</p> <p>なお、複数企業を代表企業とする場合には、本RFCに関する提出書類のうち以下の書類については、原則として、すべての代表企業の連名で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加登録申請書(様式2-A) ・事業実施体制表(参加登録用)(様式2-B) ・参加登録変更申請書(様式2-G) ・RFC提案前対話の申請書(様式4-A) <p>※ただし、代表企業ごとにRFC提案前対話を実施する場合は除く(NO.17の回答参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RFC提案前対話の議題(様式4-B) <p>※ただし、代表企業ごとにRFC提案前対話を実施する場合は除く(NO.17の回答参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・RFC提案申込書(様式6-A) ・参加辞退届(様式7-A) 	5月15日
27	別紙4	4	II_2_(3)	(3)委任状(応募企業・代表企業内)が必要となる状況及び委任者(仮に米国企業の場合)の記名捺印(社印がない場合)について詳細をご説明下さい	<p>委任状(応募グループ内)(様式2-C)は、応募グループでの参加登録の場合に提出してください。</p> <p>また、委任状(応募企業・代表企業内)(様式2-D)は、別紙4「II_2_(4)」に記載のとおり、応募企業又は代表企業が支社や日本法人に応募手続きを委任する場合など、必要に応じて使用してください。</p> <p>国外事業者が委任者となり、印鑑を有しない場合は、委任者欄に代表者が署名するとともに、使用印鑑届(様式2-E)を適宜変更のうえ、代表者署名届を作成し、公証人による私文書の認証を受けて提出してください。</p>	5月17日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
28	別紙4	4	II_2_(4)	委任を受けた日本法人が応募手続きを行う場合、日本法人の応募書類一式も、応募企業以外に必要となりますでしょうか。必要な場合は、どの資料が必要になるのでしょうか。	国外事業者が応募企業の場合で、日本法人に本RFCに関する手続きを委任するときは、別紙4「II_2_(4)」に記載のとおり、委任状（応募企業・代表企業内）（様式2-D）を提出してください。なお、この場合、当該日本法人については、参加登録手続きに関する書類の提出は必要ありません。	5月10日
29	別紙4	4	II_2_(4)	国外事業者が代表企業又は応募グループ構成員となる場合に、当該国外事業者の日本子会社を代理人として、本件RFCの応募に関する事項を委任することを希望しております。当該国外事業者が代表企業となる場合は様式2-Dにより、また、応募グループ構成員（非代表企業）となる場合も様式2-Dに準じた様式により、委任状を提出すればよく、それにより、委任状以外の国外事業者名義のRFCに関する全ての書類について、当該日本子会社が代理人として作成することができるという理解でよろしいでしょうか。	国外事業者が代表企業又は応募グループ構成員となり、当該国外事業者の日本子会社を代理人とする場合に必要となる委任状については、ご理解のとおりです。 なお、代理人となった当該日本子会社は、本RFCに関する事務手続き等の窓口となり、参加登録手続きに関する提出書類の作成・提出等の事務を行うことが可能ですが、当該国外事業者名義で作成が必要な書類については、当該国外事業者の押印又は署名が必要です。	5月17日
30	別紙4	4	II_2_(4)	国外事業者が代表企業又は応募グループ構成員となる場合に、当該国外事業者の日本子会社を代理人として、本RFCの応募に関する事項を委任する場合、様式2-Dの「委任者」欄には、当該国外事業者の代表者の署名を付し、当該代表者の署名に関する海外の公証人が作成したサイン証明書を提出し、「受任者」欄には、当該国外事業者の日本子会社の代表印（実印）を捺印し、別途当該代表印の印鑑証明書を提出する予定です。この場合、様式2-D自体には私文書の認証は不要と考えておりますが、問題ないでしょうか。	ご質問の場合における委任状（応募企業・代表企業内）（様式2-D）の記載方法については、ご理解のとおりです。 署名により提出を行う各提出書類については、その都度、原則として、当該企業の現地国における公証人による私文書の認証を受けてください。 当該企業の現地国における公証が不可能又は困難な場合は、任意の国の公証人による私文書の公証を受けた書類を準備のうえ、参加登録申請書の提出時にその旨を申し出るとともに、その後の対応について担当部局の指示に従ってください。	5月17日
31	別紙4	4	II_2_(5)	国外事業者が「参加登録手続に関する提出書類」のうち参加資格確認書類として、外国語で書かれた資料を提出する場合は、翻訳する必要はなく原文のまま提出すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	NO. 22の回答のとおりです。	5月17日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
32	別紙4	4	II_2_(5)	国外事業者が、「参加登録手続に関する提出書類」の参加資格確認書類のうち「サ.実績を証する書類」を除く、公的機関が発行する書類を提出する場合で、仮に当該資料が大部にわたる場合には、資料全体を提出しつつも、関連する箇所に付箋を貼るなどして、関連する記載が明らかになるような方法で提出することを想定しておりますが、このような提出方法は可能でしょうか。	お示しのような提出方法で結構です。	5月17日
33	別紙4	5	II_2_(5)_エ	国外事業者であって、署名届を作成する場合、署名者は取締役である必要がありますか？それとも、取締役以外でも本件について署名する権限がある Authorized Signatoryを選任して、その者にサインさせることも可能でしょうか？	<p>代表権を有する代表者以外の者をAuthorized Signatoryとして選任し、本RFC手続に関する署名権者（以下「本件署名権者」という。）とする場合は、代表者から本件署名権者に対する委任状（様式は任意）を提出してください。併せて、使用印鑑届（様式2-E）を適宜変更のうえ、本件署名権者の署名による代表者署名届を提出してください。</p> <p>署名により提出を行う各提出書類については、その都度、原則として、当該企業の現地国における公証人による私文書の認証を受けてください。</p> <p>当該企業の現地国における公証が不可能又は困難な場合は、任意の国の公証人による私文書の公証を受けた書類を準備のうえ、参加登録申請書の提出時にその旨を申し出るとともに、その後の対応について担当部局の指示に従ってください。</p> <p>また、必要に応じて、代表者が当該企業の代表権を有していることを証する書面又は、権限のある企業内部の機関が、当該署名権者に対して有効に署名権限を委任したことを証する書面の提出を求めています。</p>	5月10日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
34	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_エ	<p>国外事業者が代表者署名届の公証人による私文書の認証を受ける場合、国外の公証人による認証でも良いでしょうか。</p> <p>その場合、和訳を合わせて提出する必要がありますか。</p>	<p>国外事業者が代表者署名届の公証人による私文書の認証を受ける場合、原則として、当該企業の現地国における公証人による私文書の認証を受けてください。</p> <p>なお、署名により提出を行う各提出書類については、その都度、原則として、当該企業の現地国における公証人による私文書の認証を受けてください。</p> <p>当該企業の現地国における公証が不可能又は困難な場合は、任意の国の公証人による私文書の公証を受けた書類を準備のうえ、参加登録申請書の提出時にその旨を申し出るとともに、その後の対応について担当部局の指示に従ってください。</p> <p>当該文書について、原文が英文となる場合は、英文書類のみを提出してください。ただし、必要に応じて日本語訳の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>また、当該書類について、既に日本語訳をお持ちの場合は英文書類と併せて提出願います。</p> <p>英語以外の言語が原文となる場合は、日本語訳を参考添付してください。</p>	5月10日
35	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_エ	<p>国外事業者であって、署名届を作成する場合、署名者が国外にあり、国外の公証人に認証を受けることができるときには、日本ではなく、当該国外の公証人の認証で構わないか？</p>	<p>国外事業者が代表者署名届の公証人による私文書の認証を受ける場合、原則として、当該企業の現地国における公証人による私文書の認証を受けてください。</p> <p>なお、署名により提出を行う各提出書類については、その都度、原則として、当該企業の現地国における公証人による私文書の認証を受けてください。</p> <p>当該企業の現地国における公証が不可能又は困難な場合は、任意の国の公証人による私文書の公証を受けた書類を準備のうえ、参加登録申請書の提出時にその旨を申し出るとともに、その後の対応について担当部局の指示に従ってください。</p>	5月10日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
36	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_エ	国外事業者が代表企業又は応募グループ構成員となる場合に、当該国外事業者の日本子会社を代理人として、本件RFCの応募に関する事項を委任する場合、様式2-Eについて、「申請者」欄には、代理人としての日本子会社名を記載の上日本子会社の代表印を捺印し、「使用印」欄にも日本子会社の代表印を捺印する予定ですが、問題ないでしょうか。また、別の方法として、「申請者」欄には、国外事業者名を記載し、国外事業者の代表者の署名を付すことも可能ですが（なお、代表者の署名の申請についてはサイン証明書を提出する予定です。）、この場合、様式2-E自体には私文書の認証は不要との理解でよろしいでしょうか。	いずれの方法も可能です。 ただし、国外事業者の代表者の署名を付す書類については、私文書の認証を受けてください。	5月17日
37	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_オ～キ	国外事業者が本国における同種の税の納税状況について確認書類を提出する場合、英語の原文でもよろしいでしょうか？和訳を付ける必要はありますでしょうか。	NO. 22の回答のとおりです。	5月10日
38	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_カ	固定資産税納税証明書は、参加登録企業の本社所在地の発行したものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日
39	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_ク	国外事業者が本国における商業登記簿謄本と同等の書類を提出する場合、和訳が必要でしょうか。和訳する場合はどの部分の和訳が必要ですか。	NO. 22の回答のとおりです。	5月10日
40	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_ケ	国外事業者の公認会計士が監査した財務諸表資料は英語資料となります。和訳する場合は、監査の同一性が担保できませんが、和訳は必要でしょうか。もし和訳が必要な場合、どの部分の和訳が必要でしょうか。	NO. 22の回答のとおりです。	5月10日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
41	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_ケ	事業準備会社的な位置づけの日本法人が応募企業となる場合、財務諸表の提出は、当該日本法人の財務諸表を提出することで足りるのか。それとも国外事業者である親会社の財務諸表が必要となるのか。	募集要項「第6_2_(2)」に記載のとおり、応募企業となるためには、本事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有することが必要です。この点、事業準備会社的な位置づけの日本法人が前述の要件を満たし応募企業となるということであれば、当該日本法人の財務諸表を提出してください。なお、この場合において、親会社の財務諸表の提出は不要です。	5月10日
42	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_ケ	ケ. 有価証券報告書又は監査済み財務諸表については、5期分の記録等の存否に応じて、グループ上場親会社のもを提出することでも宜しいでしょうか	参加資格確認書類の「ケ. 有価証券報告書又は独立した公認会計士が監査した財務諸表（直近5期分）」は、参加登録を行う者に係る直近5期分の財務諸表等が必要です。なお、財務諸表等の提出については、NO. 41の回答もご参照ください。	5月17日
43	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_コ	様式2-Fのうち「複合施設の内容」の項目には、当該複合施設を構成する施設を網羅的に記載する必要はないと理解してよろしいでしょうか。具体的には、宿泊施設、劇場等、複合施設を構成する施設のうち代表的な施設のみ記載することを想定しております。	複合施設であることが確認できるように、主要な構成施設についてはできる限り記載してください。	5月17日
44	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_コ	様式2-Fの「複合施設の内容」の項目において、当該施設の用途の記載が求められていますが、「用途」とは具体的にどのような記載をすればよろしいでしょうか。複合施設を構成する施設を記載すれば、その用途は明らかになるものと考えております（例えば、「〇〇ホテル」と記載すればその用途は宿泊施設であることは明らかのように思われます）。記載の例示がございましたらご教示いただけないでしょうか。	実績確認書（様式2-F）の「複合施設の内容」に記載する用途については、当該様式の「1_※3」に記載する施設の例示を参考にしてください。	5月17日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
45	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_コ	様式2-Fにおける「複合施設の内容」欄において、当該施設の規模の記載が求められていますが、具体的には、仮に宿泊施設であれば部屋数、会議場施設であれば席数（最大収容）等の情報が記載されていれば宜しいでしょうか。規模を把握するにあたり必要な情報があればご教示ください。	お示しのような記載方法で結構です。	5月17日
46	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_サ	実績確認書に記載した実績の確認の証憑書類は会社概要と同等の内容でよろしいでしょうか。	実績確認のための証憑書類は、行政機関が発行した公的な書類又は自社発行の資料のうちアニュアルレポート等の公式に公表している資料等、大阪府・市が実績内容を確認できる書類を提出してください。 なお、提出いただいた書類で実績内容が確認できない場合は、追加の書類提出を求めることがあります。	5月10日
47	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_サ	「参加登録手続に関する提出書類」の参加資格確認書類のうち「サ.実績を証する書類」について、仮に実績を証する書類が大部であった場合には、当該書類が特定できるようにその表紙と、関連する記載が掲載されているページを抜粋して提出する方法でもよろしいでしょうか。	参加資格確認書類の「サ.実績を証する書類」について、実績を証する書類が多量となる場合は、表紙、目次及び関連する記載が掲載されているページを抜粋して提出いただいても構いません。 なお、ページを抜粋する際には、関連する記載が含まれる章全体を抜粋するなど、大阪府・市が実績内容を確認しやすいよう、工夫してください。 なお、提出いただいた書類で実績内容が確認できない場合は、追加の書類提出を求めることがあります。	5月17日
48	別紙4	5	Ⅱ_2_(5)_サ	サ.実績を証する書類として、「実績を証する資料の提出を求めることがある」と記載がある一方で、「実績確認書に記載した実績の内容について確認できる証憑書類を添付すること」とも記載がございます。参加登録にあたり、様式2-F同時に必ず添付する必要のあるものをご教示ください	実績確認書（様式2-F）と併せて、実績確認書に記載した実績内容について確認できる証憑書類を提出してください。また、実績の確認にあたり、提出いただいた証憑書類のほか具体的な事業内容や実績を証する書類が必要となった場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。 なお、実績確認のための証憑書類は、行政機関が発行した公的な書類又は自社発行の資料のうちアニュアルレポート等の公式に公表している資料等、大阪府・市が実績内容を確認できる書類を提出してください。	5月17日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
49	別紙4	5	II_3	参加登録者変更申請書で、日本法人への委任の設定は可能でしょうか。	本RFCに関する手続きを日本法人へ委任する場合は、別紙4「II_2_(4)」に記載のとおり、委任状（応募企業・代表企業内）（様式2-D）を提出してください。 なお、参加登録変更申請書は募集要項「第7_4」の手続きを行う場合に使用するものとなります。	5月10日
50	別紙4	5、6	II_4	秘密厳守義務対象の開示資料のVDRへのアクセス権IDはいつ頃付与されますか。また、いつ頃からアクセス可能となるのでしょうか。	参加登録申請と併せて「守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書」及び「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出している場合は、参加登録結果通知と併せて、VDRへのアクセス権IDの付与を行います。 なお、VDRへのアクセス権IDが付与されて以降は、VDRにアクセスいただくことが可能です。	5月10日
51	別紙4	6	II_4_①_(1)	複数の企業を代表企業とする場合、(様式3-A)守秘義務対象開示資料貸与兼アクセス権申込書の記載方法はどのようにすべきでしょうか。代表企業となる各社が、それぞれ記入・押印して、別々の用紙で提出する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日
52	別紙4	6	II_4_①_(2)	複数の企業を代表企業とする場合、(様式3-B)守秘義務の遵守に関する誓約書の記載方法はどのようにすべきでしょうか。代表企業となる各社が、それぞれ記名・押印して、別々の用紙で提出する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日
53	別紙4	6	II_4_②	複数の企業を代表企業とする場合、(様式3-C)第二次被開示者の名称等届出書の記載方法はどのようにすべきでしょうか。代表企業となる各社が、それぞれ記入・押印して、別々の用紙で提出する方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日

No.	対象資料名	ページ	項目番号	質問	回答	回答公表日
54	別紙4	6	Ⅱ_4_②	(様式3-C)第二次被開示者の名称等届出書について、本事業の規模等を鑑み、協力企業および応募アドバイザーの担当者数が膨大になるため、その記載においては各企業の代表担当者1名のみ記名することで対応可能でしょうか。	ご理解のとおりです。	5月15日
55	別紙4	6	Ⅱ_4_②	様式3-Cについて、応募企業又は応募グループ構成員のグループ会社に秘密情報等を開示する必要がある場合、第二次被開示者の名称等届出書において、当該グループ会社を「協力企業」の欄に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	5月17日
56	別紙4	23	第5条	存続期間を設けることは可能でしょうか。例えば、誓約日から2年間（区域整備計画の認定頃を想定）とさせて頂くことは可能でしょうか。	ご提示のような存続期間の設定は想定していません。	5月17日

※ 提出された質問のうち、質問者が特定される表現が含まれている場合など、原文のままでは公表に支障があると大阪府・市が判断した質問については、大阪府・市において記載内容の一部を変更しています。